

社会福祉法人川崎市社会福祉事業団

社会福祉法人川崎市社会福祉事業団は、1 充実した質の高いサービスの提供、2 地域に根差した施設運営、3 人材の確保・定着・育成、4 法人の経営基盤の整備の4つの基本理念のもと、川崎市において、高齢・障害・保育・児童と全世代を対象とした施設運営を行っている最大規模の社会福祉法人として「魅力と強み」を活かした質の高いサービス提供を行い、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みの推進を実践する。

令和6年度は、前年度中長期計画検討プロジェクトチームを中心に見直し作業に取り組み策定された中長期計画に基づき、令和5年度に組織化した2部4課体制に加え、新たに設置する経営安定化推進センターのもと、中長期計画の4本柱の一つ目の「人材の確保・定着・育成」は人事課が、二つ目の「コンプライアンスの遵守」はコンプライアンス担当が、三つ目の「地域包括ケアシステムの構築」は事業推進担当が、そして四つ目の「安定した経営基盤の構築」は経営安定化推進センターが責任を担いながら、利用者やその家族及び働き手や地域から選ばれる魅力ある法人を実現するため着実に法人改革を進めていく。

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、感染防止対策の実施については施設の判断・対応が基本になることから、基本的感染対策について各事業所の状況を法人事務局で把握する等し、利用者の安全性の確保とサービスの持続性の観点も十分に考慮した取組みを進める。

高齢者・障害児者福祉施設再編整備計画に基づく南部身体障害者福祉会館及びふじみ園の移転・建替え民設化計画に対しては、市と引き続き協議を進めながら対応を検討する。

また、川崎市柿生学園の令和8年度からの指定管理者の募集も予定されていることから、既に行政に申し入れている建物老朽化問題について、行政としての方針が示された段階で指定管理者への応募も含め対応を検討する。さらに譲渡や貸付民設化された複数施設についても、サービスの質をより一層向上させるとともに、施設の修繕や保全も計画的かつ継続的に取り組みながら安定した施設経営を展開する。

令和6年度 重点目標

1 地域包括ケアシステムの構築について

介護が必要になっても、障害があっても、子育てに悩んでいても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域づくりに貢献する。

川崎市が取り組む「地域包括ケアシステム」の構築に、高齢・障害・児童のすべての分野で事業展開する法人の強みを最大限に発揮し、他の法人の規範となる質の高いサービスの提供と地域貢献に取り組む。

(1) 個別支援の強化によるサービスの質の向上

施設種別ごとの特性を活かし、以下のとおり期待される役割と今後の取組の方向性を見据えながら、利用者のニーズの充足をめざして個々に必要な支援を計画し専門的な支援を提供する。

ア 特別養護老人ホーム

(ア) 期待される役割

- ・認知症の対応力向上
- ・医療的なケアが必要な重度要介護者への対応
- ・地域開放

(イ) 今後の取組の方向性

- ・在宅で頑張れるための地域での存在
- ・自立支援及び重度化防止
- ・L I F E（科学的介護情報システム）を活用した質の高い介護

イ 障害者施設

(ア) 期待される役割

- ・障害者への支援の質の向上
- ・地域移行
- ・緊急受入
- ・専門的人材の育成
- ・地域資源との連携

(イ) 今後の取組の方向性

- ・障害児・者への地域の理解の輪の拡大と地域による支援の拡充

ウ 南部地域療育センター

(ア) 期待される役割

- ・発達支援
- ・家族支援
- ・地域支援

(イ) 今後の取組の方向性

- ・医療的ケア児への支援
- ・学齢期児童への学習、生活支援
- ・療育センター及び保育園の連携による障害児への対応スキルの向上
- ・川崎病院及び区内小児科医との連携による障害児診療の対応スキルの向上
- ・保護者支援

特に、れいんぼう川崎及び南部地域療育センターは行政とのあり方検討会を進めながら更なる支援の継続と安定的な運営をめざす。また、れいんぼう川崎・北部・

中部リハビリテーションセンター及び南部地域療育センターは3次専門機関として当法人の強みである「地域リハビリテーション」の技術を最大限に発揮し、複雑多様化する課題を抱える家庭への支援に取り組む。

エ 保育園

(ア) 期待される役割

- ・質の高いサービスの提供
- ・子育て家庭への相談支援

(イ) 今後の取組の方向性

- ・専門支援機関との連携による配慮が必要な園児への対応の拡充
- ・全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
- ・「こども誰でも通園制度（仮称）」への対応

オ すかいきっず

(ア) 期待される役割

- ・こどもが安心して過ごせる居場所づくり
- ・子育て家庭への相談支援

(イ) 今後の取組の方向性

- ・家庭における複雑多様化する問題ケースへの専門支援機関との連携による対応

(2) 地域力の向上

地域の中であたりまえに存在する福祉施設として、高齢者が抱える課題や障害児・者、子育て世代への地域の理解の拡大と利用者支援の充実など地域貢献に努めながら、暮らしたい地域で安心して生活できる地域社会の実現をめざす。

2 コンプライアンスの遵守・強化について

(1) 法令及び運営基準等の遵守

施設長のもとで各施設がコンプライアンスの更なる徹底を図っていけるよう昨年度事務局に配置したコンプライアンス担当を中心とした定期的な施設訪問を継続し、必要な指導・確認を行う。高齢・障害分野では、既に方法を変えて毎年実施している高齢施設に加え、障害施設も昨年度で一巡したことから、引き続き定期的な実施計画によりコンプライアンスの徹底を図る。保育分野については、毎年の市監査により指摘された事項を園長会等で各園共有し更なるコンプライアンスの徹底に取り組む

(2) 利用者権利擁護の推進

全国的に虐待通報件数が増えている中、法人内においても虐待通報案件や虐待認定された事案が発生している。このことは誠に遺憾であるが、法人としてどのような虐待も許さないという認識のもと、「虐待防止に関する標準体制」に沿い権利擁護の取り組みを進

めるとともに、意思決定支援、利用者中心支援、子ども真ん中支援等、本人を中心に据えた支援に取り組むことで、権利擁護の推進を図る。

虐待防止・権利擁護の取り組みを強化するため、令和3年度に改正した「虐待防止に関する標準体制」に沿って虐待防止・権利擁護の取り組みを進める昨年度設置した内部通報制度の外部機関窓口を有効に機能させ、早期段階での状況の把握と問題の解決に向けた取り組みを促進する。

3 人材確保・定着・育成

(1) 職員の確保

正規職員の大幅な欠員が生じていることから、昨年度に設置した人事課を中心に引き続き人材の確保の強化を図る。職員採用活動について、昨年度実施したSNSやホームページを活用した情報発信、学校訪問等を継続的に行っていく。他にも考えられる対策や人材紹介などの活用をより積極的に行い、法人職員全員がリクルーターとなり職員の確保を目指す。更にボランティアや実習生の受け入れを拡大して地域に開かれた施設運営を進めていく。

外国人技能実習生について、令和5年度に3期生として受け入れを図れたことから、継続的に取り組みを進めて、将来的な障害者施設への受け入れについても検討を促進させる。

(2) 職員の定着

以前は退職者数よりも採用者数が上回っていた状況が、令和3年度以降逆転して退職者数を採用者数で賄いきれなくなっている。今後の福祉ニーズの大幅な増大を考えた時、それに見合う人材の確保は不可能であるため、最優先な対策となる人材の定着に向け、働きやすい職場環境の整備と処遇面の向上にできる限りの対応を図っていく。処遇面の向上に向けては、目標稼働率の達成と経費縮減の取組を進めることを前提として1億7千万円の財源を捻出し、コンサルを導入して対応策に投資していく。また、職場環境の整備に向けては、計画的な大規模修繕の実施や人間関係のトラブルに関する早急な対応、相談ができる体制として産業保健スタッフによるメンタルヘルス対策を継続する。併せて、内部通報制度については、利用者支援に影響する職員関係の不和による相談が増加していることから速やかに対応できる相談体制の強化を図る。

(3) 人材育成

キャリアパス制度に関連づけた、「支え、励まし、導く」新たな研修体系に基づく研修の一部が開始された中で、各職種の人材育成手引き等を作成し、それを基に各職場及び各職種の人材育成の取り組みを進める。また、各階層研別修等、施設間を超えた交流を有効に活用し、一体的に連動性を持った研修体系にしていくための構造化を進め、各種法

人研修の見直しを行い、法人職員の育成を施設とともに進めていく。

また、キャリアパス制度の構築にともない、具体的な人材育成マニュアルの作成を行なうとともに、見直し、充実を図った法人主催研修、O J T、O F F-J T、外部研修などの研修体系に基づき研修会を実施する。さらに、事業運営に必要な資格取得に向けた研修の受講なども積極的に進め、事業運営に支障が出ないよう次世代の人材育成を推進する。

4 法人の経営基盤の安定化について

(1) 法人運営及び各施設運営の安定に向けた取り組みについて

目標稼働率が実績として達成できていないことや、最低賃金の上昇、物価高騰等により安定運営のための収支差額の確保が難しくなっている。一方で人材不足があり、目標稼働率達成と人材確保・育成・定着を両輪で進め安定的な運営に取り組む。

各施設における目標稼働率の達成への取り組みを進め経営の安定と改善に向けた取り組みを目指す。

(2) 次期指定管理への取り組みと建て替え民設化への対応及び新規事業計画等について

川崎市柿生学園については令和8年度からの指定管理者募集が予定されていることから既に行政に申し入れている建物老朽化問題についての要望書に対する行政の意向を受けて、応募についての検討を進めていく。

南部身体障害者福祉会館及びふじみ園については、令和7年度末の指定管理期間終了後、建替え民設化が川崎市障害児者福祉施設再編整備計画に合わせて検討されており、その対応について川崎市担当課と協議し応募について引き続き検討していく。

(3) 施設の長寿命化対策及び職場環境の改善について

法人所有施設をはじめとする、川崎市から譲渡を受けたれいんぼう川崎や貸付民設化された特別養護老人ホーム多摩川の里及びひらまの里などの施設の長寿命化対策を図るため、必要な関連補助金制度を有効に利用し計画的な大規模修繕に取り組む。

令和6年度においては、特別養護老人ホーム多摩川の里、の内装・外構・厨房改修工事、ひらまの里の外壁工事、片平長寿の里の内装工事、K F J多摩、つくし保育園、よつば保育園の空調設備入替工事などを予定している。

また、大規模修繕に合わせて、I C T化による業務負担の軽減策を模索し、職員が働きやすい環境の整備も併せて導入を検討する。

(4) 日常清掃委託業務等の直営化

経費の縮減に向けては、平成30年度にコンサル業者から指摘のあった事務費・事業費の縮減に向けて、金額の割合が高い清掃業務や給食調理の委託業務についての見直しや直営化を中長期計画に基づき着実に推進する。

清掃業務については、対象施設（片平長寿の里、ひらまの里、川崎市柿生学園、れいんぼう川崎）の日常清掃業務直営化を円滑に進め、早期の安定運営を目指し、更なる直営化施設の計画策定につなげられるように実績を残す。また、給食調理委託業務については、委託にかかる経費が大幅な赤字となっている状況を見据え、既に直営化している他法人の取組などを参考としながら中長期計画に基づき計画的に取組を推進する。